

令和7年3月25日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	太田尾

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

- ①名 称 株式会社 山龍
許可番号 知事許可 第12085号
所在地 佐世保市小佐々町田原69-34
- ②名 称 株式会社 堀内組
許可番号 知事許可 第12729号
所在地 佐世保市光町109

2. 指名停止の期間

- ①令和7年3月26日から令和7年10月25日まで(7か月間)
- ②令和7年3月26日から令和7年7月10日まで(3.5か月間)

3. 指名停止の理由

(株)山龍については、佐々町が令和6年7月に発注した令和6年度松瀬団地(AB棟)給水管改修工事において、同町長が漏らした最低制限価格に近い金額により工事を落札したとして、元代表取締役が、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕されたことによる措置。

(株)堀内組については、同町長が漏らした情報を(株)山龍の元代表取締役に伝えたとして、元社員が、同日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕されたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領
第2条「別表第2第6号(公契約関係競売等妨害又は談合)」該当
第4条3適用
第5条(5)適用